

平成 26 年 1 月 28 日
株式会社日本政策金融公庫

全国初 地域金融機関と連携した「スタンドバイ・クレジット制度」による
中小企業者向け海外展開支援を実施

～ 百十四銀行と連携し、岡山県内の自動車部品製造業者のタイでの資金調達支援をサポート ～

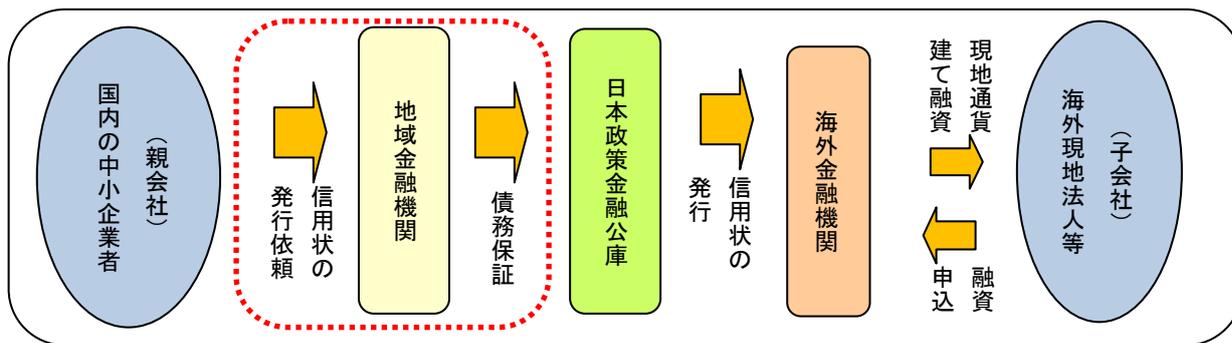
日本政策金融公庫(略称:日本公庫)中小企業事業は、中小企業者の海外での資金調達を支援する「スタンドバイ・クレジット制度」について、より幅広く中小企業者を支援するため、平成 25 年 10 月から全国各地の地域金融機関との連携による新たな資金調達支援スキームを構築しています(現時点での連携先金融機関数 20 機関)。

今般、同制度にかかる日本公庫の連携先である百十四銀行が、本スキームを活用し、水島機工株式会社(本社:岡山県倉敷市、社長:滝澤公一)のタイ現地法人である Mizuki (Thailand) Co.,Ltd.に対し、自動車エンジン関連部品分野への進出に必要な資金として、タイパーツ(現地通貨)建ての資金調達を支援します。

日本公庫は、百十四銀行の債務保証を受け、本日、海外金融機関であるバンコック銀行に対して 7 百万パーツ(円貨換算 22 百万円相当)の信用状を発行しました。地域金融機関と連携した本制度の取扱いは全国初となります。

日本公庫は、今後も地域金融機関と連携し、「スタンドバイ・クレジット制度」を活用した中小企業者の海外での資金調達支援のサポートを拡大していきます。

1. 地域金融機関と連携した「スタンドバイ・クレジット制度」の仕組み図



※地域金融機関は、日本公庫の海外ネットワークを制度インフラとして活用することで、取引先中小企業者の海外における現地通貨建ての資金調達支援を行うことが可能となります。

※中小企業者にとっては、日常取引のある地域金融機関を窓口(申込み・審査・契約手続き)としながら、海外での事業展開において、日本公庫の信用力を背景とした円滑な資金調達を行うことができます。

2. 百十四銀行の支援先企業(海外進出先:タイ)

企業名	水島機工株式会社	代表者	滝澤 公一
住所	岡山県倉敷市玉島乙島2139	業種	自動車部品製造業

地域金融機関と連携した「スタンドバイ・クレジット制度」の概要

<ご利用いただける方>

- ・新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認(変更承認を含む)を受けた方
- ・新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定(変更認定を含む)を受けた方
- ・地域資源活用事業活動促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定(変更認定を含む)を受けた方
- ・農商工等連携事業活動促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定(変更認定を含む)を受けた方

※ なお、本制度により資金調達を行う海外現地法人は、中小企業者が経営を実質的に支配している先で、かつ、上記のいずれかの計画において中小企業者と共同で事業を行うこととされている先に限ります。

<商品概要・ご利用条件>

信用状の発行条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補償限度額: 1 法人あたり 4 億 5 千万円(①海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合は、国内親会社毎に 4 億 5 千万円、②海外において別個に法人格をもつ場合は、当該法人毎に 4 億 5 千万円が補償限度額となります。) ・ 補償条件: 海外金融機関からの請求による支払い ・ 信用状有効期間: 1 年以上 6 年以内 ・ 適用ルール: UCP600(国際商業会議所による信用状統一規則)に準拠
信用状制度の利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補償料率: 信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用されます。 ・ 補償料の支払方法: 信用状の発行前に一括前払い ・ 連帯保証人: 国内親会社の経営責任者の方及び地域金融機関 ・ 償還債務の金額: 公庫の補償履行金額に費用等を加えた金額を円換算した額 ※なお、地域金融機関の債務保証を受けるにあたって、保証料が別途必要となります。
海外でのお借入れ条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資条件(期間・返済方法・金利等)の詳細については、海外金融機関が決定しますが、以下の内容である必要があります。 ・ 融資金額及び通貨: 信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て。 ・ 資金用途: 承認又は認定を受けた計画事業を行うための設備資金及び長期運転資金 ・ 融資期間: 1 年以上 5 年以内 ・ 提携している海外金融機関(国) バンコック銀行(タイ)、メトロポリタン銀行(フィリピン)、KB国民銀行(大韓民国) ユナイテッド・オーバーシーズ銀行(シンガポール)、バンクネガラインドネシア(インドネシア) ベト・イン・バンク(ベトナム)、CIMB銀行(マレーシア) ・ ご利用いただける通貨は、現地流通通貨(各国通貨のほか、米ドル等も可能)となります。

<本制度を利用する中小企業者のメリット>

- ・ 日本公庫の信用状を担保に活用することで、海外金融機関から円滑に融資を受けることができます。
- ・ 資金調達は現地流通通貨、ご返済も現地の事業活動で得た現地流通通貨で行えますので、為替変動リスクを回避することができます。
- ・ 本制度の利用をきっかけに、海外金融機関と関係を構築することで、海外現地法人等の現地での資金調達力や情報収集力の強化が期待できます。
- ・ 日頃から取引のある地域金融機関の窓口で利用手続きを進めることができます。